

別記様式（第5条関係）

議 事 録

会議の名称	令和3年度登米市農業委員会第3回総会																																																
開催日時	令和3年6月25日（金） 午後1時30分 開会 午後2時42分閉会																																																
開催場所	中田庁舎3階 旧議場																																																
議長の名氏	高橋 清範 会長																																																
出席者（委員）の氏名	<table border="0"> <tr> <td>1番</td><td>岩 淵 勉</td> <td>2番</td><td>佐々木 まき子</td> <td>3番</td><td>櫻 井 利 光</td> </tr> <tr> <td>4番</td><td>菅 原 浩 之</td> <td>5番</td><td>田 島 幹 雄</td> <td>6番</td><td>阿 部 晃 徳</td> </tr> <tr> <td>7番</td><td>柴 崎 専 一</td> <td>8番</td><td>佐 藤 瑛 彦</td> <td>9番</td><td>鈴 木 巖</td> </tr> <tr> <td>10番</td><td>佐 藤 幸 治</td> <td>11番</td><td>松 野 秀 郎</td> <td>12番</td><td>阿 部 静 男</td> </tr> <tr> <td>13番</td><td>鈴 木 泰 子</td> <td>14番</td><td>浅 野 和 宏</td> <td>15番</td><td>五 十 嵐 幸 喜</td> </tr> <tr> <td>16番</td><td>尾 張 勝</td> <td>17番</td><td>芳 村 忠 市</td> <td>18番</td><td>三 塚 幸 芳</td> </tr> <tr> <td>19番</td><td>芳 賀 秀 二</td> <td>20番</td><td>小 野 寺 義 幸</td> <td>21番</td><td>佐 藤 久 順</td> </tr> <tr> <td>22番</td><td>上 野 栄 公</td> <td>23番</td><td>門 馬 一 郎</td> <td>24番</td><td>高 橋 清 範</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(は欠席委員、 は遅参委員、 は早退委員)</p>	1番	岩 淵 勉	2番	佐々木 まき子	3番	櫻 井 利 光	4番	菅 原 浩 之	5番	田 島 幹 雄	6番	阿 部 晃 徳	7番	柴 崎 専 一	8番	佐 藤 瑛 彦	9番	鈴 木 巖	10番	佐 藤 幸 治	11番	松 野 秀 郎	12番	阿 部 静 男	13番	鈴 木 泰 子	14番	浅 野 和 宏	15番	五 十 嵐 幸 喜	16番	尾 張 勝	17番	芳 村 忠 市	18番	三 塚 幸 芳	19番	芳 賀 秀 二	20番	小 野 寺 義 幸	21番	佐 藤 久 順	22番	上 野 栄 公	23番	門 馬 一 郎	24番	高 橋 清 範
1番	岩 淵 勉	2番	佐々木 まき子	3番	櫻 井 利 光																																												
4番	菅 原 浩 之	5番	田 島 幹 雄	6番	阿 部 晃 徳																																												
7番	柴 崎 専 一	8番	佐 藤 瑛 彦	9番	鈴 木 巖																																												
10番	佐 藤 幸 治	11番	松 野 秀 郎	12番	阿 部 静 男																																												
13番	鈴 木 泰 子	14番	浅 野 和 宏	15番	五 十 嵐 幸 喜																																												
16番	尾 張 勝	17番	芳 村 忠 市	18番	三 塚 幸 芳																																												
19番	芳 賀 秀 二	20番	小 野 寺 義 幸	21番	佐 藤 久 順																																												
22番	上 野 栄 公	23番	門 馬 一 郎	24番	高 橋 清 範																																												
事務局職員職氏名	<p>説明員：農業委員会事務局 事務局次長 佐藤 達也、局長補佐 小泉 一誠 農地管理係 主幹兼係長 伊藤 裕美、主査 石川 巖穂、主事 安保 智 書記：農業委員会事務局 主幹兼農地管理係長 伊藤 裕美</p>																																																
議 題	<p>報告第10号 農地法第18条第6項の規定による届出について 報告第11号 使用貸借権の合意解約について 報告第12号 農地の現状変更届出について 報告第13号 農地基本台帳新規（補正）登載申請について 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第15号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見の決定について 議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について 議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について 議案第18号 非農地証明願について 議案第19号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について 議案第20号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について 議案第21号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について 議案第22号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について</p>																																																

会 議 結 果	<p>議案第 14 号 申請のとおり許可することに決定した。</p> <p>議案第 15 号 承認相当との意見を付すこととした。</p> <p>議案第 16 号 許可相当との意見を付すこととした。</p> <p>議案第 17 号 許可相当との意見を付すこととした。</p> <p>議案第 18 号 願出のとおり証明することに決定した。</p> <p>議案第 19 号 原案のとおり決定した。</p> <p>議案第 20 号 原案のとおり決定した。</p> <p>議案第 21 号 原案のとおり決定した。</p> <p>議案第 22 号 原案のとおり決定した。</p>
会 議 の 概 要	下記のとおり
会 議 資 料	<p>令和 3 年度登米市農業委員会第 3 回総会資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議案書 ・ 議案説明資料 ・ 農地法第 3 条調査書 ・ 議案説明別冊資料 ・ 諸般の報告
発 言 者	議 題 ・ 発 言 ・ 結 果
議 長	<ul style="list-style-type: none"> ・ あいさつ ・ 議案説明のための出席説明員及び書記の報告
議 長	<p>日程第 1、「議事録署名委員の指名」を行います。</p> <p>議事録署名委員の指名は会議規則第 38 条第 2 項の規定により、22 番 上野 栄公 委員、1 番 岩淵 勉 委員を指名します。</p>
議 長	<p>日程第 2、「会期の決定について」を議題といたします。</p> <p>お諮りします。本総会の会期を本日 1 日間としたいと思います。</p> <p>これにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《異議なしの声を確認》</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって会期は本日 1 日と決定しました。</p>
議 長	<p>日程第 3、「諸般の報告」を行います。</p> <p>諸般の報告は、お手元に配布しております別紙報告書のとおりです。</p> <p>これで諸般の報告を終わります。</p>
議 長	<p>ここで、議案の説明についてですが、先月の運営会議に諮った結果、事前に資料を配付していることから、これまで同様、今後も進行番号順の個別の説明は省略することといたします。</p>

議長	<p>日程第4、報告第10号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第10号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第5、報告第11号「使用貸借権の合意解約について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第11号「使用貸借権の合意解約について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第6、報告第12号「農地の現状変更届出について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第12号「農地の現状変更届出について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第7、報告第13号「農地基本台帳新規（補正）登載申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第13号「農地基本台帳新規（補正）登載申請について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第8、議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>

事務局	<p>本議案に係る許可要件は、別紙「農地法第3条調査書」により確認しております。</p> <p>進行番号1番については、調査結果1となります。</p> <p>法第3条第2項第1号の「全部効率利用」については、譲受人の経営農地は全て耕作されており、基幹作業については一部を作業委託し、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。</p> <p>第2号については、譲受人は個人であり適用はありません。</p> <p>第3号についても、信託ではないため適用はありません。</p> <p>第4号の農作業への常時従事については、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。</p> <p>第5号の下限面積については、50アールを超えることから適用はありません。</p> <p>第6号の転貸禁止については、申請地は所有権の移転であり、転貸にはあたりません。</p> <p>進行番号2番以降については、別紙調査書に記載のとおりで、法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われます。</p> <p>また、第7号の地域との調和要件については、申請地の担当農業委員に資料を送付し、事前に現地の確認をお願いしておりますので、ご報告いただきたいと思ひます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	説明が終わりました。
議長	<p>ここで、現地調査委員から調査結果の報告を求めます。</p> <p>第2分科会の報告を登壇してお願いいたします。</p> <p>23番 門馬 一郎 委員</p>
23番委員	<p>登米市農業委員会第2分科会に係る現地確認調査は、令和3年6月21日、午後1時30分から委員3名により、事務局職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。</p> <p>農地法第3条の進行番号14番について、別紙議案説明資料1ページから7ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、登米市津山町横山地内の農地を、津山町に居住する譲渡人から、津山町に居住している譲受人が譲り受け、耕作を行うものです。</p> <p>譲受人は、新規就農になるが、法人で稲作担当を行っていたため、農作業の経験はあり、農業用機械についても借り入れる予定であるため、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれ、許可については妥当との意見で一致しました。</p> <p>以上のとおり報告します。</p> <p>令和3年6月25日</p>

	<p style="text-align: right;">現地調査委員 16番 尾張 勝 委員 19番 芳賀 秀二 委員 23番 門馬 一郎 委員</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p>
議長	<p>地域との調和要件については、担当委員に対し事前に資料を送付し、確認していただくこととしておりましたが、支障等について自席で発言をお願いします。 なお、進行番号3番、5番、6番については、10番 佐藤 幸治 委員の担当となっておりますが、本日、欠席ということで、支障なしとの報告を受けております。 また、進行番号9番、10番については、私が担当委員になっており、支障ありません。</p>
議長	<p>進行番号1番、2番について、8番 佐藤 瑛彦 委員</p> <p style="text-align: center;">《支障なしの声を確認》</p>
議長	<p>進行番号7番について、6番 阿部 晃徳 委員</p> <p style="text-align: center;">《支障なしの声を確認》</p>
議長	<p>進行番号11番について、19番 芳賀 秀二 委員</p> <p style="text-align: center;">《支障なしの声を確認》</p>
議長	<p>進行番号12番について、23番 門馬 一郎 委員</p> <p style="text-align: center;">《支障なしの声を確認》</p>
議長	<p>進行番号13番について、16番 尾張 勝 委員</p> <p style="text-align: center;">《支障なしの声を確認》</p>
議長	<p>地域との調和要件について支障等はないようです。 これより質疑を行います。 質疑はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《質疑なしの声を確認》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p>

議長	<p>これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 14 号を採決します。 お諮りします。 本案は申請のとおり許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第 14 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定しました。</p>
議長	<p>日程第 9、議案第 15 号「農地転用事業計画変更承認申請に対する意見の決定について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>
議長	<p>ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。 第 1 分科会の報告を登壇してお願いいたします。</p>
18 番委員	<p>18 番、三塚 芳毅 委員</p> <p>登米市農業委員会第 1 分科会に係る現地確認調査は、令和 3 年 6 月 21 日、午後 1 時 30 分から委員 3 名により、事務局職員の案内で実施しました。その調査結果について報告します。</p> <p>農地転用事業計画変更承認申請の進行番号 1 番については、別紙議案説明資料 8 ページから 10 ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、迫町地内で事業所兼作業場の新築を目的として許可されている事業の計画変更です。</p> <p>当初の計画では、建築業者との予算の折り合いがつかなくなり、建物の配置や面積等の変更が必要となりました。</p> <p>転用目的に変更はないものであることから、計画変更は妥当との意見で一致しました。</p> <p>以上のとおり報告します。</p> <p>令和 3 年 6 月 25 日 現地調査委員 14 番 浅野 和宏 委員</p>

17番 芳村 忠市 委員
18番 三塚 芳毅 委員

議長

調査報告が終わりました。

議長

これより議案第15号について質疑を行います。
質疑はございませんか。

《質疑なしの声を確認》

議長

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

議長

これから議案第15号を採決します。
お諮りします。
本案は、承認相当との意見を付すことに、ご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

議長

異議なしと認めます。
よって、議案第15号「農地転用事業計画変更承認申請に対する意見の決定について」は、承認相当との意見を付し、知事に送付することにいたします。

議長

日程第10、議案第16号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について」、日程第11、議案第17号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について」を一括議題とします。
事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

事務局

本議案に係る申請は、第4条申請が1件、第5条申請が12件です。適用法令等を確認したところ、農地法第4条第6項各号及び農地法第5条第2項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たしていると思われまます。
以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。

議長

ここで、現地調査委員から調査結果の報告を求めます。
先に、第1分科会の報告を登壇してお願いいたします。

18番 三塚 芳毅 委員

18 番委員

農地法第4条の進行番号1番については、別紙議案説明資料11ページから13ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に貸駐車場を整備するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

農地法第5条の進行番号1番については、別紙議案説明資料14ページから16ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に社宅を新築するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、既存施設の敷地面積の2分の1を超えずに拡張するものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号2番については、別紙議案説明資料17ページから19ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に貸資材置場を整備するもので、農地区分としては、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、都市計画区域の用途地域内である、第3種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号3番については、別紙議案説明資料20ページから22ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に資材置場を整備するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号4番から7番については、別紙議案説明資料23ページから34ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に太陽光発電施設を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号8番については、別紙議案説明資料35ページから37ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見

受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

以上のおり報告します。

令和3年6月25日

現地調査委員 14番 浅野 和宏 委員

17番 芳村 忠市 委員

18番 三塚 芳毅 委員

議長

次に、第2分科会の報告を登壇してお願いいたします。

23番、門馬 一郎 委員

23番委員

農地法第5条の進行番号9番については、別紙議案説明資料38ページから40ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地にL型擁壁の敷設及び通路を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、妥当との意見で一致しました。

進行番号10番については、別紙議案説明資料41ページから43ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、妥当との意見で一致しました。

進行番号11番については、別紙議案説明資料44ページから46ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされており、

また、申請地はすでに残土を搬入し、整地して農外利用されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号12番については、別紙議案説明資料47ページから49ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に農業用倉庫兼作業所を設置するもので、農地区分としては、農用区域域内にある農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、用途区分が農業用施設用地である農地に農業用施設が建設されることから、転用における周囲への影響も見受けられず、転

	<p>用の要件は満たされております。</p> <p>また、申請地は既に糠置場として農外利用されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>以上のおり報告します。</p> <p>令和3年6月25日</p> <p style="text-align: right;">現地調査委員 16番 尾張 勝 委員 19番 芳賀 秀二 委員 23番 門馬 一郎 委員</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p>
議長	<p>これより、議案第16号、議案第17号について、一括して質疑を行います。質疑はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《質疑なしの声を確認》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第16号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は、許可相当との意見を付すことに、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第16号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について」については許可相当との意見を付し、知事に送付することにいたします。</p>
議長	<p>次に、議案第17号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は、許可相当との意見を付すことに、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第17号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について」については許可相当との意見を付し、知事に送付することにいたします。</p>

議長	<p>日程第 12、議案第 18 号「非農地証明願について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>《事務局説明》 本議案に係る申請は、証明する要件を満たしていると思われ ます。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。 農地利用状況調査結果に基づく非農地証明願については、非農地証明書交付事 務処理要領第 5 条ただし書きにより、現地調査を省略しております。</p>
議長	<p>これより質疑を行います。 質疑はございませんか。</p> <p>《質疑なしの声を確認》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これで、質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 18 号を採決します。 お諮りします。 本案は、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第 12 号「非農地証明願について」は願出のとおり証明するこ とに決定しました。</p>
議長	<p>日程第 13、議案第 19 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計 画の決定について」を議題とします。</p>
議長	<p>本案件については、所有権移転が 12 件、利用権設定が 29 件、一括方式が 56 件となっております。</p>
議長	<p>利用権設定の進行番号 23 番が、17 番 芳村 忠市 委員、一括方式の進行番 号 6 番が 8 番 佐藤 瑛彦 委員、進行番号 19 番が 14 番 浅野 和宏 委 員に関する案件ですので「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に該当し ます。 したがって、審議の進め方につきましては、「委員に関する案件」と「委</p>

	<p>員に関する以外の案件」にそれぞれ分離して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本議案の審議につきましては、「委員に関する案件」と「委員に関する以外の案件」にそれぞれ分離して行うことに決定しました。</p>
議長	<p>はじめに、「委員に関する案件」、利用権設定の進行番号 23 番についての審議に入ります。</p>
議長	<p>本案件は 17 番 芳村 忠市 委員 に関する案件ですので、同委員の退場を求めます。</p> <p>《退場を確認》</p>
議長	<p>それでは、事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしていると思われまます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はございませんか。</p> <p>《質疑なしの声を確認》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 19 号の利用権設定の進行番号 23 番を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 19 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画</p>

議長	<p>の決定について」の利用権設定の進行番号 23 番は原案のとおり決定しました。</p> <p>17 番 芳村 忠市 委員 の入場を許可します。</p> <p>《着席を確認》</p>
議長	<p>次に、「委員に関する案件」、一括方式の進行番号 6 番についての審議に入ります。</p>
議長	<p>本案件は 8 番 佐藤 瑛彦 委員 に関する案件ですので、同委員の退場を求めます。</p> <p>《退場を確認》</p>
議長	<p>それでは、事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
事務局	<p>本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はございませんか。</p> <p>《質疑なしの確認》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 19 号の一括方式の進行番号 6 番を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 19 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の一括方式の進行番号 6 番は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>8 番 佐藤 瑛彦 委員 の入場を許可します。</p>

	<p style="text-align: center;">《着席を確認》</p>
議長	<p>次に、「委員に関する案件」、一括方式の進行番号 19 番についての審議に入ります。</p>
議長	<p>本案件は 14 番 浅野 和宏 委員 に関する案件ですので、同委員の退場を求めます。</p>
	<p style="text-align: center;">《退場を確認》</p>
議長	<p>それでは、事務局から説明を求めます。</p>
	<p style="text-align: center;">《事務局説明》</p>
事務局	<p>本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしていると思われまます。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑はございませんか。</p>
	<p style="text-align: center;">《質疑なしの確認》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 19 号の一括方式の進行番号 19 番を採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>
	<p style="text-align: center;">《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第 19 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の一括方式の進行番号 19 番は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>14 番 浅野 和宏 委員 の入場を許可します。</p> <p style="text-align: center;">《着席を確認》</p>

議長	次に、議案第 19 号の「委員に関する以外の案件」について審議に入ります。
議長	事務局から説明を求めます。
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>本案件に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を全て満たしていると思われまます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はございませんか。</p> <p>《質疑なしの声を確認》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで、質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 19 号の「委員に関する以外の案件」について採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 19 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の「委員に関する以外」の案件については原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>日程第 14、議案第 20 号「農地利用状況調査に伴う非農地の判断について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>この案件につきましては、令和 2 年度の農地利用状況調査で 6 判定（山林原野化）と判定された農地を、さらに精査した後に、土地の所有者宛に非農地判断に係る事前通知書及び再利用の意向申出書を送付し、再利用の意向の申出があった農地を除外して、今回の議案としております。</p> <p>非農地と判定した場合には、土地所有者に対し、非農地通知書を発出し、市及び県、法務局へ非農地判断を行った旨を通知し、</p>

議長	<p>農地台帳を整理することになります。 以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。 これより議案第 20 号について、質疑を行います。 質疑はございませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 20 号を採決します。 お諮りします。 本案は、原案のとおり非農地として決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第 20 号「農地利用状況調査に伴う非農地の判断について」は、 原案のとおり非農地として決定することにいたしました。</p>
議長	<p>日程第 15、議案第 21 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」 を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>
議長	<p>これから議案第 21 号について、質疑を行います。 質疑はありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これで、質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから、議案第 21 号を採決します。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>

<p>議長</p>	<p>《異議なしの声を確認》</p> <p>異議なしと認めます。 よって、議案第 21 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」は原案のとおり決定しました。</p>
<p>議長</p>	<p>日程第 16 号、議案第 22 号「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終わりました。</p>
<p>議長</p>	<p>これから議案第 22 号について、質疑を行います。 質疑はありませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>《質疑なしの声あり》</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これで、質疑を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>これから、議案第 22 号を採決します。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>《異議なしの声を確認》</p> <p>異議なしと認めます。 よって、議案第 22 号「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」は原案のとおり決定しました。</p>
<p>議長</p>	<p>これで、本日の日程は、すべて終了しました。</p>
<p>議長</p>	<p>会議を閉じます。令和 3 年度第 3 回登米市農業委員会総会を閉会します。</p>

上記のとおり、相違ないことを証明する。

令和3年6月25日

議長(会長) 高橋 清範

議事録署名人 22番 上野 栄公

議事録署名人 1番 岩淵 勉
